



(様式第 1 号)

受付番号	江議第 49 号
受付日	令和 3 年 9 月 24 日
送付日	令和 3 年 9 月 24 日
答弁期日	令和 3 年 10 月 8 日
答弁受理日	令和 3 年 10 月 8 日

184

江田島市議会議長 吉野 伸康 様

会 派 名 立風会

質問者氏名 胡子 雅信



文 書 質 問 書

江田島市議会基本条例第 7 条第 4 号の規定に基づき、次のとおり質問いたします。

【質問項目及び質問の内容】

I. 質問項目

住民自治組織について

II. 質問の要旨

平成 16 年 (2004) 11 月 1 日に江能 4 町が合併して江田島市が誕生した当時、統一した住民自治組織がなかった。

地方分権が進み、住民自治が重要視されるなかで、平成 18 年 (2006)、住民自治組織として市全域に自治会を設置することになり、31 の単位自治会が設立された。(上部団体として、旧町単位の町自治会連合会、さらに取りまとめる江田島市自治会連合会がある。)

一方、協働のまちづくりを推進するため、平成 21 年 (2009) 4 月、企画振興課内に市民活動センター準備室を設置し、各町に 1 人ずつ「地域活性化支援員」(まちづくり担当職員)を配置した。

人口減少・少子高齢化が進む地域の担い手として地域課題を包括的に取り組む新たな組織を模索するなかで、先駆的であった大君地区の地域活動主体(まちづくり協議会(平成 21 年 4 月設立))が『新しい組織体』としてのモデルケース(原型)となった。

行政と市民が連携・協力し、効率的で効果的なまちづくり(地域づくり)を進めていくために、市としては全市域で「まちづくり協議会」の設立を目指し、平成 22 年度(2010)には、沖まちづくり協議会、三高まちづくり協議会、津久茂まちづくり協議会が設立され、令和 2 年度(2020)までに 21 団体となった。(未設立は大柿町の大古自治会地域のみ。)

これまで、自治会とまちづくり協議会の範域重複による位置づけの不明確さ、補助金制度による規模と分配先との整合性の欠如、基礎自治体としての一体性の欠如に因る不公平感等が議会でも指摘されていたところである。

1. 江田島市では住民自治組織として、自治会とまちづくり協議会をどのような位置づけとして考えているか。
2. 令和元年度 11 月 1 日現在での全世帯における自治会加入率は約 76%であったが、直近の加入率はどうか。また、31 自治会ごとの加入率を開示してください。
3. 令和 2 年第 1 回定例会の一般質問で、廿日市市の『町内会・自治会 活動 Q & A』を例に、自治会等がどのような団体であるか、自治会等と市民、自治会等と市の関わり等をまとめた冊子を作成して配布することを提言したが、その後、どうなっているか。今後の『協働のまちづくり』を進めていくうえで市民の理解を深めるために必要と考えるがどうか。
4. まちづくり協議会 21 団体における各々の構成団体を個別に示してください。また、まちづくり協議会補助金（活動事業）の項目にある事業費補助金の世帯割数は自治会加入世帯のみの数字か、それともすべての世帯数か。
5. 全国の自治体においては、自治会と行政事務委託等の契約を結んでいるところがある。江田島市と自治会とは行政事務委託の関係にあると考えるがどうか。また、自治会（相手方は単位自治会、町連合会若しくは市連合会）と委託関係について契約を締結することについてどう考えるか。

行政から委嘱する事務の例

- ・市が発送する市民あて配布物の配布及び回覧
- ・各種募金の取りまとめ
- ・市の依頼する調査及び報告に関すること。
- ・その他市長が依頼する業務

6. 行財政経営計画（計画期間：令和 2 年度から令和 6 年度）では、財政運営の健全化のため、経常的経費の見直しの取組項目として各種補助金の見直しが挙げられている。自治会及びまちづくり協議会に対する補助金等について問う。

自治会とまちづくり協議会への補助金（令和 2 年度主要施策の成果に関する報告書から）

■各町自治会連合会補助金（①+②+③）

①加入世帯数配分 = (自治会加入世帯数 x 380 円) + (世帯割加算額 20,000~120,000 円)

+ (単位自治会事務局費 定額 80,000 円)

②高齢者枠配分 = 75 歳以上高齢者人数 x 1,550 円

③町連合会事務局費 = (定額) 100,000 円

■まちづくり協議会補助金（活動事業）

(事業費補助金 50,000~1,250,000 円 (世帯数割)) + (事務局費加算額 25,000~625,000 円 (世帯数割 x 1/2)) + (事務局費 定額 75,000 円)

- (1) 自治会及びまちづくり協議会の補助金交付要綱等は整備されているか。
- (2) まちづくり協議会の補助金制度と協議会に参画する各種団体（自治会、女性会、老人クラブ等）への補助金制度が併存しているが今後の補助金の在り方をどう考えるか。
- (3) 平成 21 年度と令和 2 年度の自治会連合会（市連合会、町連合会 4 団体）への補助金額と世帯数（4 月 1 日現在）を比較すると世帯数が減少しているにも関わらず補助金額が増大している理由は何か。
- (注) 世帯数は自治会未加入世帯も含む市全体の数。

	平成 21 年度	令和 2 年度	増減率
自治会連合会補助金	6,789,000 円	16,101,350 円	237.16%
世帯数	13,137 世帯	12,236 世帯	0.93%

- (4) 単位自治会（町連合会から支給）及びまちづくり協議会に交付される市補助金は、各団体の会計年度収入（前年度繰越額を除く。）に対してどの程度の割合か。50%を超える単位自治会及びまちづくり協議会はどの程度あるか。
- (5) 市補助金の予算に係る議会の議決に関与する市議会議員が、団体収入の多くを市の補助金が占める単位自治会やまちづくり協議会の代表（会長）に就任することについて市の見解はどうか。
6. 令和 2 年度決算認定における決算審査特別委員会（文教厚生分科会）で確認したところ、市は広報誌（広報えたじま、県民だより）の仕分配布業務について協力団体である自治会に補助金とは別に金員を支払っている。このことについて以下のことを問う。

定額	10,000 円／団体		
広報えたじま	15 円／世帯	x	12 回（1 年）
県民だより	5 円／世帯	x	4 回（1 年）

- (1) 自治会に仕分配分業務の対価として支払っている金員は事務委託料でよいか。対価を支払う根拠となる規則若しくは要綱等はあるか。また、仕分配布業務は請負契約と解してよいか。
- (2) 自治会と仕分配布業務について書面による契約書は存在するか。
- (3) 自治会の補助金は町自治会連合会へ交付されたものが単位自治会に配分されると認識しているが、広報誌の仕分配布業務の委託料は町自治会連合会への支払いか、それとも単位自治会へ直接支払われるものか。
- (4) 県民だよりの配布委託料の財源は広島県からの委託金でよいか。

7. 令和 2 年第 1 回定例会において、（仮称）協働によるまちづくり基本条例の策定について一般質問で提言したところ、答弁の要約は以下の通りであった。

答弁の要約

- ・平成 23 年 1 月に、まちづくり協議会活動計画作成マニュアルを作成し、協働のまちづくりの必要性を呼びかけてきた。
- ・平成 27 年 3 月に策定した第 2 次江田島市総合計画では、個性豊かで活動に満ちたまちづくりを進めるためには、市民や各種団体、企業、NPO などとの協働が不可欠であるとし、市としては市民と行政が共通の認識に立ち、協働のまちづくりに取り組むことや地域の元気につながる体制の構築に努めている。
- ・協働によるまちづくり基本条例あるいは、まちづくり指針の制定が必要かどうかは、まちづくりの当事者である皆様や他の市町の活動等を踏まえ研究する。

また、市ホームページにおいて、令和 2 年（2020）1 月 8 日付で『江田島市の協働のまちづくり』と題して、①協働の必要性と背景、②協働の組み合わせ、③協働による効果などについて掲載されており、協働のまちづくりを積極的に進めていくことがうかがえる。

人口減少・少子高齢化がますます進むなか、『協働のまちづくり』体制は極めて重要であり、「自治会」と自治会及び諸団体で構成する「まちづくり協議会」（一部は複数の単位自治会が内包）が住民自治組織（若しくは地域住民組織）として併存し、かつ、両団体の補助金制度の在り方についても議論の余地があるなかで、一度、整理する必要がある。

令和 2 年度からの 5 か年計画である行財政経営計画を実施するなかで市役所内部や関係諸団体と『協働のまちづくり』についてしっかり議論し、（仮称）協働によるまちづくり基本条例を制定することが求められると考えるが、市の見解を改めて問う。

(様式第2号)

江地第119号

令和3年10月7日

江田島市議会議長 吉野 伸康 様

江田島市長 明 岳 周 作

( 企 画 部 )  
( 市 民 生 活 部 )



文 書 質 問 答 弁 書

令和3年9月24日付け江議第49号で依頼の江田島市議会基本条例第7条第4号の規定に基づ  
く議員の文書質問については、次のとおり回答します。

(1) 質問項目

住民自治組織について

(2) 答弁内容

別紙のとおり

質問事項	答弁内容
<p>1 江田島市では住民自治組織として、自治会とまちづくり協議会をどのような位置づけとして考えているか。</p>	<p>自治会は、地域住民が参加することができる地縁組織で、地域のために福祉、防災、防犯、環境美化など様々な活動を行う組織として位置づけています。</p> <p>しかしながら、中心となって活動するリーダーの高齢化や後継者不足等により、自治活動の持続が懸念されています。</p> <p>このため、「まちづくり協議会」を持続可能な自治組織として、自治会のほか、女性会や老人クラブなどが連携協力していくことで、主体的に地域の課題解決や地域活動の活性化の推進に取り組むことのできる組織として位置づけています。</p>
<p>2 令和元年度11月1日現在での全世帯における自治会加入率は約76%であったが、直近の加入率はどうか。また31自治会ごとの加入率を開示してください。</p>	<p>令和3年9月1日現在の自治会加入率は75%です。</p> $\frac{\text{広報配布数 } 9,039 \text{ 世帯}}{\text{住民基本台帳世帯数 } 12,039 \text{ 世帯}} = 75\%$ <p>ただし、31自治会ごとの自治会加入率は、算出することができません。</p> <p>これは、例えば、江田島町中央であれば、中郷、向側、矢ノ浦、山田の4つの自治会がありますが、自治会ごとの住民基本台帳世帯数を正確に割り出すことができないためです。</p>
<p>3 令和2年第1回定例会の一般質問で、廿日市市の『町内会・自治会活動Q&amp;A』を例に、自治会等がどのような団体であるか、自治会等と市民、自治会等と市の関わり等をまとめた冊子を作成して配布することを提言したが、その後、どうなっているか。今後の『協働のまちづくり』を進めていくうえで市民の理解を深めるために必要と考えるがどうか。</p>	<p>自治会等がどのような団体であるかをまとめた冊子については、各自治会において歴史的背景があり、それぞれが自主的な活動をされていることから、市において作成はしていません。</p> <p>なお、協働のまちづくりの必要性やその効果等について、市ホームページに掲載し、市民の理解が深まるよう努めています。</p> <p>今後、広報・啓発の内容や方法について、各団体等の意見を丁寧に聴きながら検討していきたいと考えています。</p>
<p>4 まちづくり協議会21団体における各々の構成団体を個別に示してください。また、まちづくり協議会補助金（活動事業）の項目にある事業費補助金の世帯割数は自治会加入世帯のみの数字か、それともすべての世帯数か。</p>	<p>各まちづくり協議会の構成団体は、別紙1のとおりです。なお、まちづくり協議会補助金の算出に用いる世帯数は、自治会への加入世帯数ではなく、自治会未加入の世帯も含んだ住民基本台帳の世帯数となります。</p>
<p>5 全国の自治体においては、自治会と行政事務委託等の契約を結んでいるところがある。江田島市と自治会とは行政事務委託の関係にあると考えるがどうか。また、自治会（相手方は単位自治会、町連合会若しくは市連合会）と委託関係について契約を締結することについてどう考えるか。</p> <div data-bbox="136 1555 772 1765" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>行政から委嘱する事務の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が発送する市民あて配布物の配布及び回覧</li> <li>・各種募金の取りまとめ</li> <li>・市の依頼する調査及び報告に関すること。</li> <li>・その他市長が依頼する業務</li> </ul> </div>	<p>事務経費については、各町自治会連合会補助金に含まれています。広報等の配布については、補助金とは別に手数料として支出しています。</p> <p>市民は、行政サービスの受け手であると同時に担い手でもあります。また、自治会は、主体的にまちづくりを行い、行政はその活動を尊重する関係にあります。</p> <p>このようなことから、市と自治会が行政事務委託について契約を締結することは、協働のまちづくりにそぐわない部分があります。</p>
<p>6 行財政経営計画（計画期間：令和2年度から令和6年度）では、財政運営の健全化のため、経常的経費の見直しの取組項目として各種補助金の見直しが挙げられている。自治会及びまちづくり協議会に対する補助金等について問う。</p> <div data-bbox="136 2021 772 2407" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>自治会とまちづくり協議会への補助金（令和2年度主要施策の成果に関する報告書から）</p> <p>■各町自治会連合会補助金（①+②+③）</p> <p>①加入世帯数配分 =（自治会加入世帯数×380円）+（世帯割加算額20,000～120,000円）+（単位自治会事務局費 定額80,000円）</p> <p>②高齢者枠配分 =75歳以上高齢者人数×1,550円</p> <p>③町連合会事務局費 =（定額）100,000円</p> <p>■まちづくり協議会補助金（活動事業）</p> <p>（事業費補助金50,000～1,250,000円（世帯数割））+（事務局費加算額25,000～625,000円（世帯数割×1/2））+（事務局費 定額75,000円）</p> </div>	
<p>(1) 自治会及びまちづくり協議会の補助金交付要綱等は整備されているか。</p>	<p>自治会及びまちづくり協議会への補助金は、次のとおり整備しています。</p> <p>江田島市補助金等交付規則</p> <p>江田島市まちづくり団体支援補助金交付要綱</p>

<p>(2) まちづくり協議会の補助金制度と協議会に参画する各種団体（自治会、女性会、老人クラブ等）への補助金制度が併存しているが今後の補助金の在り方をどう考えるか。</p>	<p>補助金については、江田島市行財政経営計画における「補助制度の見直し」の中で、その在り方を検討します。</p>																																																								
<p>(3) 平成21年度と令和2年度の自治会連合会（市連合会、町連合会4団体）への補助金額と世帯数（4月1日現在）を比較すると世帯数が減少しているにも関わらず補助金額が増大している理由は何か。  (注) 世帯数は自治会未加入世帯も含む市全体の数。</p> <table border="1" data-bbox="105 578 787 756"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成21年度</th> <th>令和2年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自治会連合会補助金</td> <td>6,789,000円</td> <td>16,101,350円</td> <td>237.16%</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>13,137世帯</td> <td>12,236世帯</td> <td>0.93%</td> </tr> </tbody> </table>		平成21年度	令和2年度	増減率	自治会連合会補助金	6,789,000円	16,101,350円	237.16%	世帯数	13,137世帯	12,236世帯	0.93%	<p>市自治会連合会、各町連合会補助金について、平成21年度以降の主な変更点は次のとおりです。市自治会連合会補助金の新設や各町自治会連合会及び単位自治会の事務局費の増額、高齢者枠の追加に伴い補助金額が増加しています。</p> <table border="1" data-bbox="819 549 1974 1009"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H23</td> <td>市自治会連合会補助金</td> <td>市自治会連合会補助金を新設（会議費、視察研修費）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H24</td> <td>町自治会連合会・事務局費</td> <td>各町連合会の事務局費を加算（一律50,000円）</td> </tr> <tr> <td>町自治会連合会・高齢者枠</td> <td>敬老会事業費補助金を廃止し、自治会補助金に一本化（75歳以上の高齢者一人につき1,550円）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">H29</td> <td>町自治会連合会・事務局費</td> <td>各町連合会の事務局費を増額（一律100,000円）</td> </tr> <tr> <td>町自治会連合会・単位自治会事務局費</td> <td>各単位自治会の事務局費を加算（一律80,000円）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="819 1083 1785 1380"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>平成21年度</th> <th>令和2年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>加入世帯数配分</td> <td>6,789,000</td> <td>4,743,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市自治会連合会補助金</td> <td>0</td> <td>60,000</td> <td>H23～</td> </tr> <tr> <td>町連合事務局費</td> <td>0</td> <td>298,000</td> <td>H24～</td> </tr> <tr> <td>高齢者枠配分*</td> <td>(8,056,500)</td> <td>8,520,350</td> <td>H24～</td> </tr> <tr> <td>単位自治会事務局費</td> <td>0</td> <td>2,480,000</td> <td>H29～</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6,789,000</td> <td>16,101,350</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成21年度敬老会事業補助金額（高齢介護課）</p>	年度	項目	内容	H23	市自治会連合会補助金	市自治会連合会補助金を新設（会議費、視察研修費）	H24	町自治会連合会・事務局費	各町連合会の事務局費を加算（一律50,000円）	町自治会連合会・高齢者枠	敬老会事業費補助金を廃止し、自治会補助金に一本化（75歳以上の高齢者一人につき1,550円）	H29	町自治会連合会・事務局費	各町連合会の事務局費を増額（一律100,000円）	町自治会連合会・単位自治会事務局費	各単位自治会の事務局費を加算（一律80,000円）	項目	平成21年度	令和2年度	備考	加入世帯数配分	6,789,000	4,743,000		市自治会連合会補助金	0	60,000	H23～	町連合事務局費	0	298,000	H24～	高齢者枠配分*	(8,056,500)	8,520,350	H24～	単位自治会事務局費	0	2,480,000	H29～	計	6,789,000	16,101,350	
	平成21年度	令和2年度	増減率																																																						
自治会連合会補助金	6,789,000円	16,101,350円	237.16%																																																						
世帯数	13,137世帯	12,236世帯	0.93%																																																						
年度	項目	内容																																																							
H23	市自治会連合会補助金	市自治会連合会補助金を新設（会議費、視察研修費）																																																							
H24	町自治会連合会・事務局費	各町連合会の事務局費を加算（一律50,000円）																																																							
	町自治会連合会・高齢者枠	敬老会事業費補助金を廃止し、自治会補助金に一本化（75歳以上の高齢者一人につき1,550円）																																																							
H29	町自治会連合会・事務局費	各町連合会の事務局費を増額（一律100,000円）																																																							
	町自治会連合会・単位自治会事務局費	各単位自治会の事務局費を加算（一律80,000円）																																																							
項目	平成21年度	令和2年度	備考																																																						
加入世帯数配分	6,789,000	4,743,000																																																							
市自治会連合会補助金	0	60,000	H23～																																																						
町連合事務局費	0	298,000	H24～																																																						
高齢者枠配分*	(8,056,500)	8,520,350	H24～																																																						
単位自治会事務局費	0	2,480,000	H29～																																																						
計	6,789,000	16,101,350																																																							
<p>(4) 単位自治会（町連合会から支給）及びまちづくり協議会に交付される市補助金は、各団体の会計年度収入（前年度繰越額を除く。）に対してどの程度の割合か。50%を超える単位自治会及びまちづくり協議会はどの程度あるか。</p>	<p>単位自治会に対し、市から補助金を直接交付していないため、お答えすることができません。なお、まちづくり協議会に対する補助金については、別紙2のとおりです。</p>																																																								
<p>(5) 市補助金の予算に係る議会の議決に関与する市議会議員が、団体収入の多くを市の補助金が占める単位自治会やまちづくり協議会の代表（会長）に就任することについて市の見解はどうか。</p>	<p>自治会等代表者（会長）については、それぞれの団体の規約等に基づき選任されていますので、市としての回答は差し控えさせていただきます。</p>																																																								
<p>7 令和2年度決算認定における決算審査特別委員会（文教厚生分科会）で確認したところ、市は広報誌（広報えたじま、県民だより）の仕配布業務について協力団体である自治会に補助金とは別に金員を支払っている。このことについて以下のことを問う。</p> <table border="1" data-bbox="105 2047 777 2151"> <tbody> <tr> <td>定額</td> <td>10,000円/団体</td> </tr> <tr> <td>広報えたじま</td> <td>15円/世帯 × 12回（1年）</td> </tr> <tr> <td>県民だより</td> <td>5円/世帯 × 4回（1年）</td> </tr> </tbody> </table>	定額	10,000円/団体	広報えたじま	15円/世帯 × 12回（1年）	県民だより	5円/世帯 × 4回（1年）																																																			
定額	10,000円/団体																																																								
広報えたじま	15円/世帯 × 12回（1年）																																																								
県民だより	5円/世帯 × 4回（1年）																																																								
<p>(1) 自治会に仕分配分業務の対価として支払っている金員は事務委託料でよいか。対価を支払う根拠となる規則若しくは要綱等はあるか。また、仕分配分業務は請負契約と解してよいか。</p>	<p>広報紙等の仕配布に対する金員は、手数料として支出しています。支払額等の根拠となる規則や要綱はなく、支払額は、毎年、伺いにより定めています。なお、仕分配分業務は請負契約ではありません。</p>																																																								
<p>(2) 自治会と仕分配分業務について書面による契約書は存在するか。</p>	<p>広報等印刷物の配布について、契約は締結していません。</p>																																																								
<p>(3) 自治会の補助金は町自治会連合会へ交付されたものが単位自治会に配分されると認識しているが、広報誌の仕配布業務の委託料は町自治会連合会への支払いか、それとも単位自治会へ直接支払われるものか。</p>	<p>広報等印刷物配布手数料は、配布している団体（単位自治会、まちづくり協議会、女性会のいずれか）へ直接支払っています。</p>																																																								
<p>(4) 県民だよりの配布委託料の財源は広島県からの委託金でよいか。</p>	<p>委託金ではありません。県民だより配布手数料（収入）の流れについては、次のとおりです。  県 → 県民だよりの印刷受託事業者 → 市（その他雑入） → 配布団体</p>																																																								

8 令和2年第1回定例会において、(仮称)協働によるまちづくり基本条例の策定について一般質問で提言したところ、答弁の要約は以下の通りであった。

答弁の要約

- ・平成23年1月に、まちづくり協議会活動計画作成マニュアルを作成し、協働のまちづくりの必要性を呼びかけてきた。
- ・平成27年3月に策定した第2次江田島市総合計画では、個性豊かで活動に満ちたまちづくりを進めるためには、市民や各種団体、企業、NPOなどとの協働が不可欠であるとし、市としては市民と行政が共通の認識に立ち、協働のまちづくりに取り組むことや地域の元気につなげる体制の構築に努めている。
- ・協働によるまちづくり基本条例あるいは、まちづくり指針の制定が必要かどうかは、まちづくりの当事者である皆様や他の市町の活動等を踏まえ研究する。

また、市ホームページにおいて、令和2年(2020)1月8日付で『江田島市の協働のまちづくり』と題して、①協働の必要性と背景、②協働の組み合わせ、③協働による効果などについて掲載されており、協働のまちづくりを積極的に進めていくことがうかがえる。

人口減少・少子高齢化がますます進むなか、『協働のまちづくり』体制は極めて重要であり、「自治会」と自治会及び諸団体で構成する「まちづくり協議会」(一部は複数の単位自治会が内包)が住民自治組織(若しくは地域住民組織)として併存し、かつ、両団体の補助金制度の在り方についても議論の余地があるなかで、一度、整理する必要がある。

令和2年度からの5か年計画である行財政経営計画を実施するなかで市役所内部や関係諸団体と『協働のまちづくり』についてしっかり議論し、(仮称)協働によるまちづくり基本条例を制定することが求められると考えるが、市の見解を改めて問う。

まちづくり協議会とは、地域で活動する各団体が対等に協働していくための包括的な団体で、自治会とは異なります。

また、多様な担い手が、それぞれの視点で、主体的に活動している中で、多くの人に出番(役割)があり、活躍できることが、結果として元気なまちづくり、安全安心なまちづくりにつながると思っています。

なお、基本条例の制定については、まちづくりの方向性を地域や関係部署と協議しながら、引き続き研究してまいります。



## ○まちづくり協議会を構成する団体等について

No.	まち協	構成団体等
1	中郷	自治会, 常盤会 (老人クラブ), 女性会, 成年会, 子ども会, 育成会, 防災部会, 消防団分団など
2	向側	自治会, 老人クラブ, 女性会, PTA, 子ども会, 消防団分団, 防災リーダー, リサイクル活動グループ, 民生委員, 芸能伝承保存会等地区など
3	矢ノ浦	自治会, あけぼの会 (老人クラブ), 市赤十字奉仕団矢ノ浦分団, 子ども会, 育成会, PTA, 消防団分団, 地区民生委員など
4	山田	自治会, 老人クラブ, 女性グループ, 子ども会, PTA, 自主防災会, 民生委員, 児童委員, 草刈隊など
5	鷺部	自治会, さくら会 (老人クラブ), 鷺部レディース, 鷺部青年団, 自主防災組織, 消防団分団, 民生委員, ふるさとづくり協働会, 神楽保存会など
6	江南	自治会, 女性会, 成人会, 子ども会, 自主防災会, 消防団分団, アダプト会, 民生委員, 宮係など
7	秋月	自治会, さつき会 (老人クラブ), 女性会, PTA, 子ども会, 消防団分団, 防災リーダー, ドウコウ会 (リサイクル活動グループ), 秋港会 (秋月港清掃・整備グループ), 民生委員, スポーツ推進委員, 愛秋会 (伝統行事保存会) など
8	小用	自治会, 老人クラブ, 女性会, PTA, 子ども会, 消防団分団, 地区民生委員, 交通安全協会, 地区漁協組合など
9	切串	自治会, 老人クラブ, 女性会, PTA, 子ども会, 消防団分団, 防災リーダー, リサイクル活動グループ, 地区民生委員, 芸能伝承保存会など
10	大幸	自治会, 老人クラブ, 消防団分団, 防災リーダー, 民生委員など
11	津久茂	自治会, 新生クラブ, いきいきサロン虹の会, 女性会, 子ども育成会, 消防団, 地域防災リーダー, 食推, 民生・児童委員協議会, 見守り支援員, 交通安全推進委員, 芸能保存会, 吉田会など

No.	まち協	構成団体等
12	宮ノ原	自治会，老人クラブ，女性会，地区民生委員，PTA，子ども会，消防団分団，防災リーダー，リサイクル活動グループ，芸能伝承保存会など
13	鹿川	自治会，老人クラブ，女性会，PTA，子ども会，消防団分団，住みよい町をつくる会，交通安全協会能美支部，民生・児童委員，食生活改善推進員協議会，夏祭り実行委員会，JA 呉鹿川女性会，地域の絆，清風会，認定こども園のうみ保護者会など
14	中町	自治会，老人クラブ連合会，女性会，PTA，子ども会，消防団分団，防災リーダー，人権教育啓発推進協議会，交通安全協会能美支部，民生・児童委員，食生活改善推進員協議会，盆踊り保存会，地域安全推進員など
15	高田	自治会，老人クラブ，女性会，児童委員会，PTA，高田っ子倶楽部，交消防団，通安全協会，盆踊り保存会，地元選出議員など
16	三高	自治会（三吉Ⅰ～Ⅲ・美能・高祖），老人クラブ，PTA，民児協，社協など
17	沖	自治会（是長Ⅰ・Ⅱ・畑・岡・大王），老人クラブ，女性会，民児協，消防団分団，交通安全協会，食推，駐在所，地域安全推進員連絡会，文化団体連合会，NPO 法人沖美町地域再生会議など 賛助団体：社協，沖地域活性化協議会，ひまわりの会，子ども会など
18	深江	自治会，老人クラブ，女性会，PTA，消防団分団，交通安全協会，民生児童委員，漁協，郵便局，食推，農協など
19	大君	自治会，長寿会，子ども会，消防団分団，民児協，啓発する会，食推，駐在所など
20	柿浦	自治会，松葉会，女性会，PTA，子ども会，（財）黎明会，漁協，みなとキッチン部会，消防団分団，民児協，盆踊り運営協議会，盆祭倶楽部，交安協，おおがき島ひきおに実行委員会，柿浦祭礼実行委員会，草刈り隊など
21	飛渡瀬	自治会，長寿会，女性会，民児協，食推，竈神社総代表，子ども会，消防団，自主防災，鯉のぼりの会，サロンえべっさん，大盤ふれあいサロン，特別養護老人ホーム江能など

※各まちづくり協議会総会資料に基づき作成。現時点において，変更等されていることがあります。

## 令和2年度江田島市まちづくり団体支援補助金 補助金割合

	団体名	総事業費(円)	交付額(円)	補助金割合(%)
1	中郷まちづくり協議会	1,025,457	300,000	29%
2	向側まちづくり協議会	550,454	300,000	55%
3	矢ノ浦まちづくり協議会	351,787	300,000	85%
4	山田まちづくり協議会	442,860	300,000	68%
5	鷲部まちづくり協議会	1,117,494	900,000	81%
6	江南まちづくり協議会	545,011	367,000	67%
7	秋月まちづくり協議会	669,029	450,000	67%
8	小用まちづくり協議会	2,741,169	1,050,000	38%
9	切串まちづくり協議会	0	0	—
10	大幸まちづくり協議会	337,640	300,000	89%
11	津久茂まちづくり協議会	731,098	450,000	62%
12	宮ノ原まちづくり協議会	723,012	645,000	89%
13	鹿川まちづくり協議会	1,210,219	570,000	47%
14	中町まちづくり協議会	1,572,075	1,062,000	68%
15	高田まちづくり協議会	906,276	618,000	68%
16	三高まちづくり協議会	1,469,220	1,350,000	92%
17	沖まちづくり協議会	1,130,318	1,050,000	93%
18	深江まちづくり協議会	818,510	600,000	73%
19	大君まちづくり協議会	1,131,007	600,000	53%
20	柿浦まちづくり協議会	1,136,495	1,050,000	92%
21	飛渡瀬まちづくり協議会	925,470	776,000	84%

※ 令和2年度実績報告書による。

※ 総事業費に対する補助の割合が50%を超える団体は17団体